

# 後見制度の内容と 手続きの流れについて



令和7年11月19日

NPO ひろしま相続・後見  
サポートセンター所属

行政書士 芳村 香於里

## 目次

- ① 成年後見制度について
- ② 法定後見の種類
- ③ 法定後見申立ての流れ
- ④ 任意後見制度について
- ⑤ 登記事項証明書について
- ⑥ 見守り契約・財産管理委任契約
- ⑦ 死後事務委任契約・遺言
- ⑧ 成年後見制度の見直し

## ① 成年後見制度について

2000年4月1日 禁治産・準禁治産制度→成年後見制度へ移行

法定後見(補助・保佐・後見)と任意後見の2本柱



## 法定後見制度

## 現在、判断能力が低下している

すでに判断能力が低下している場合に、本人の個別事情に応じて、家庭裁判所が適切な援助者(後見人・保佐人・補助人いずれか)を選びます。選ばれた援助者が、必要な支援をします。



## 任意後見制度

## 現在、判断能力がある

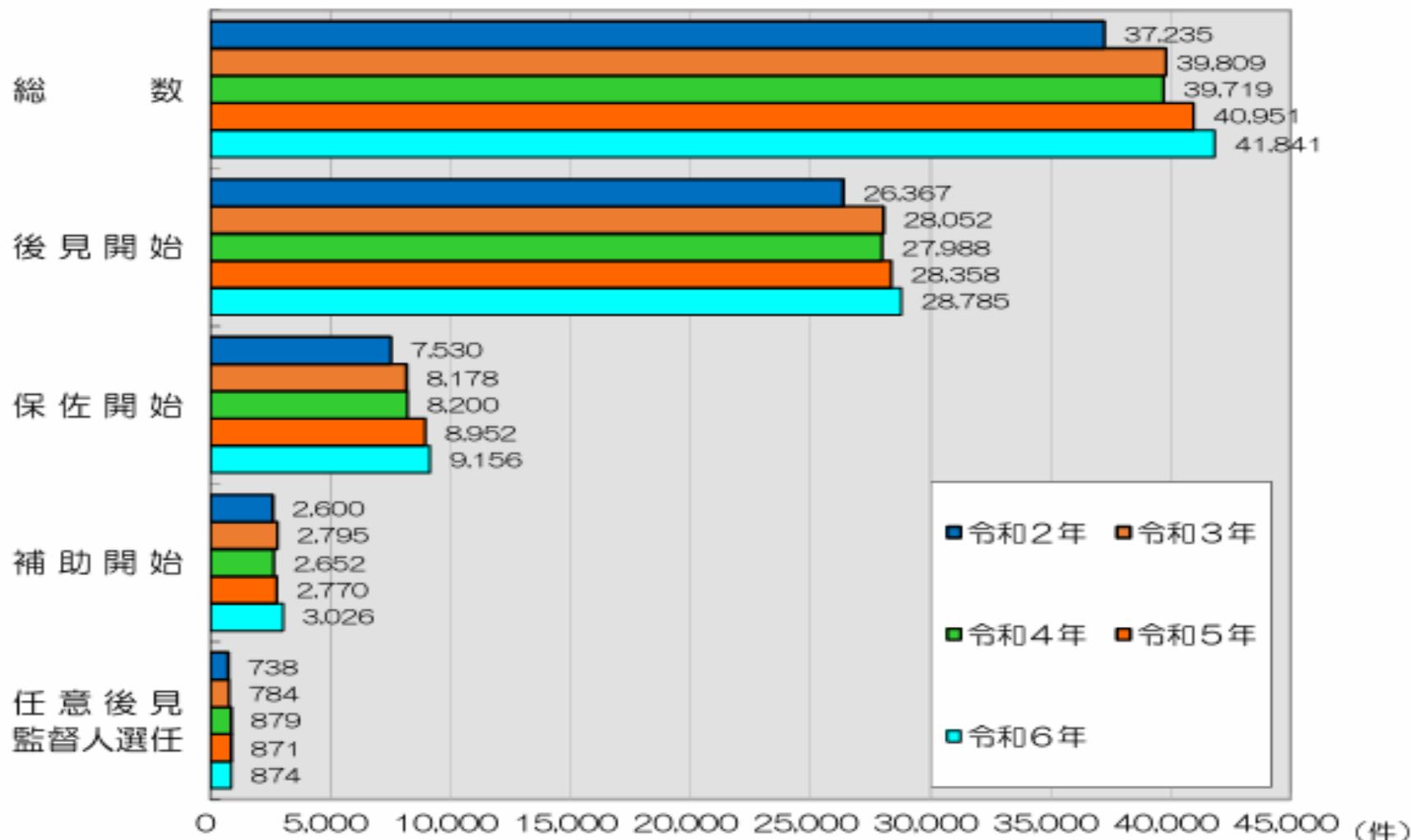
判断能力があるうちに、将来の代理人(任意後見受任者)を定め、自分の判断能力が不十分になった場合に備えて、「任意後見契約」を公正証書で結んでおきます。将来どんな支援を受けるのか自分で決めるることができます。



## 後見申立件数

(資料1) 過去5年における申立件数の推移

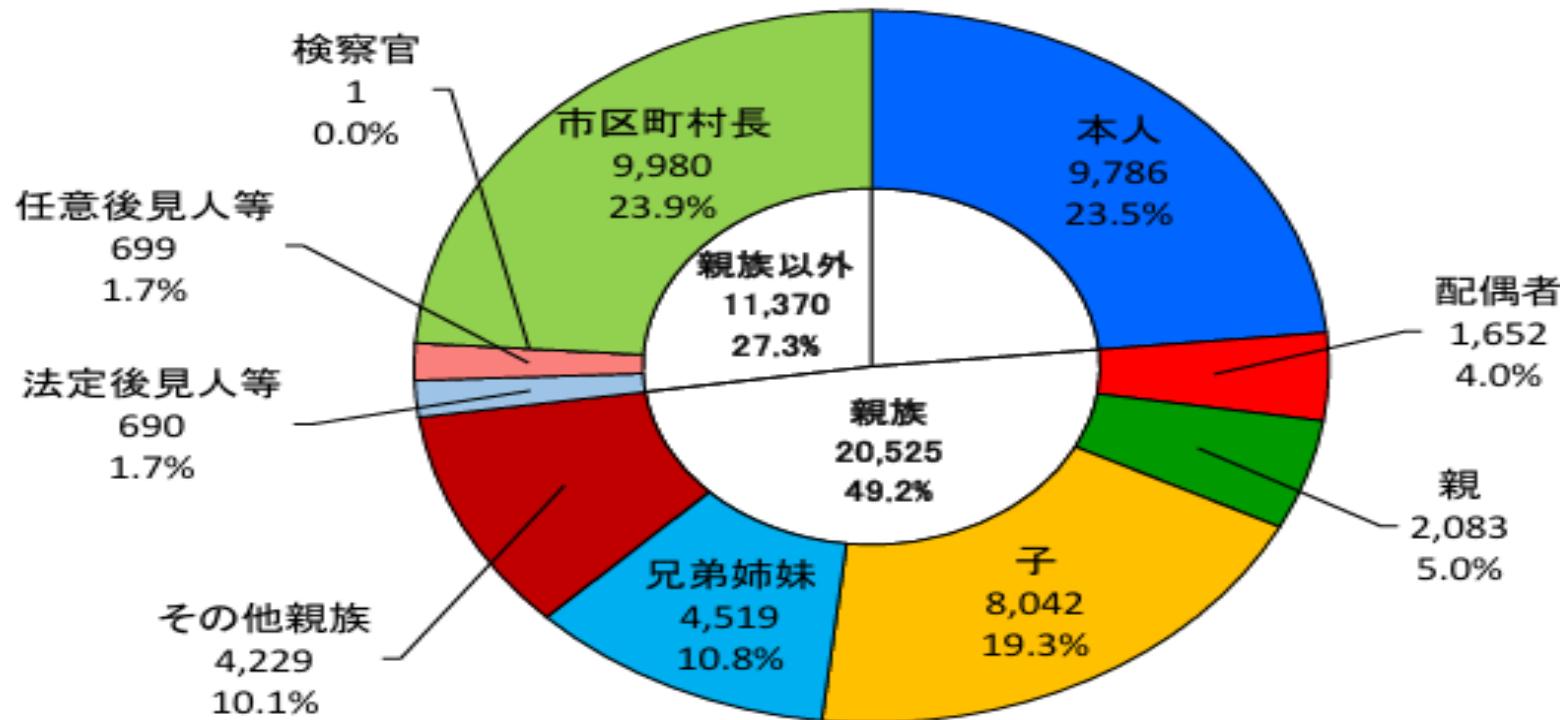
資料:最高裁判所事務総局家庭局  
成年後見関係事件の概況より抜粋



(注) 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

# 申立人と本人の関係

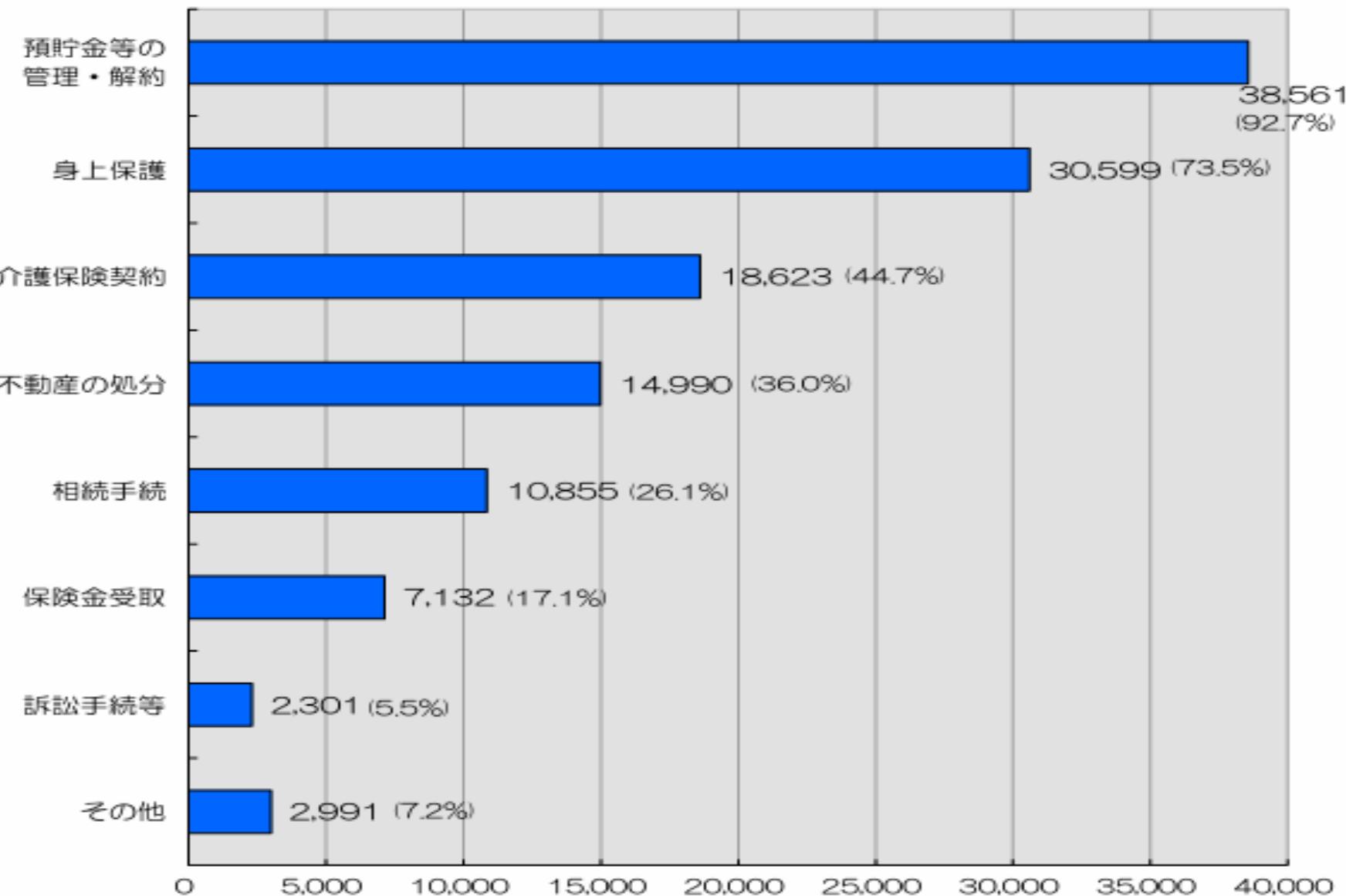
資料:最高裁判所事務総局家庭局  
成年後見関係事件の概況より抜粋



- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
- (注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（41,681件）を母数としている。1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数（41,620件）とは一致しない。
- (注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

## 申立の動機

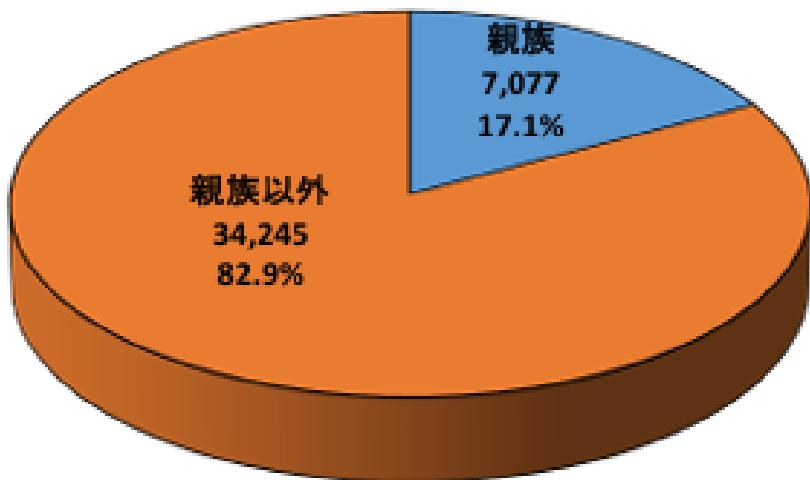
資料:最高裁判所事務総局家庭局  
成年後見関係事件の概況より抜粋



# 後見人と本人との関係について

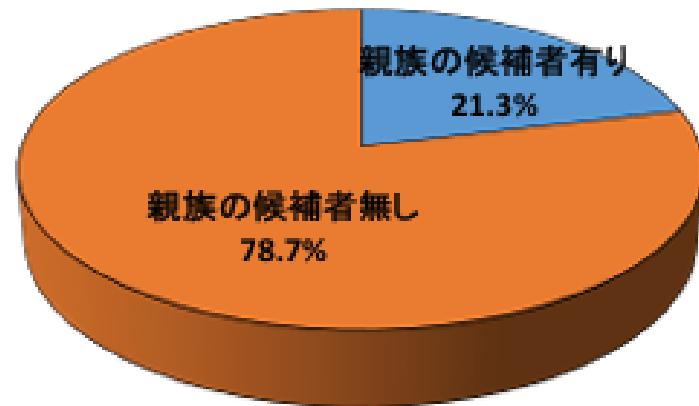
資料:最高裁判所事務総局家庭局  
成年後見関係事件の概況より抜粋

## ① 親族、親族以外の別



## (参考資料) 成年後見人等の候補者について

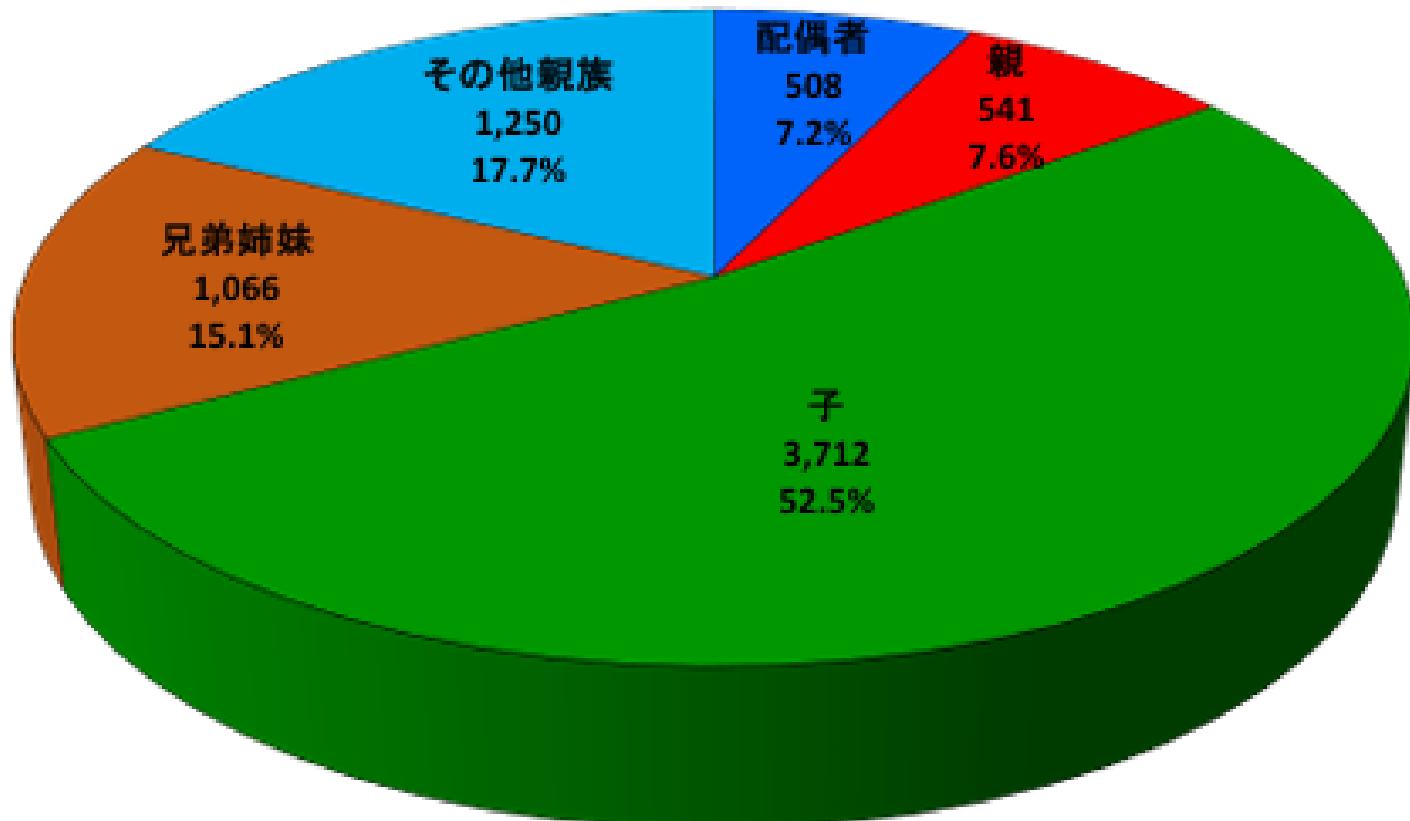
- 令和6年1月から12月までに認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件のうち、親族が成年後見人等の候補者として各開始申立書に記載されている事件の割合は、約21.3%である。



## 後見人と本人との関係について

資料:最高裁判所事務総局家庭局  
成年後見関係事件の概況より抜粋

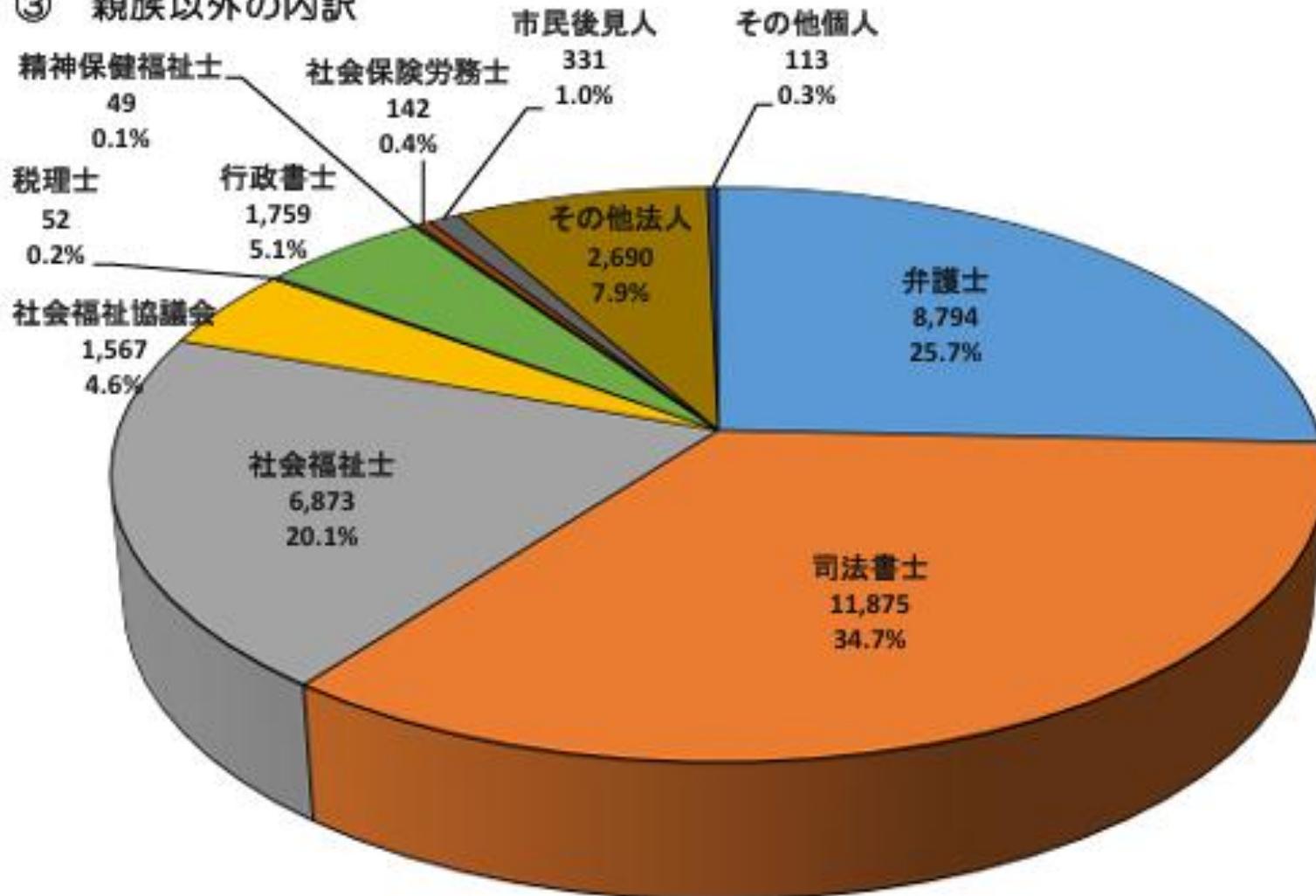
### ② 親族の内訳



## 後見人と本人との関係について

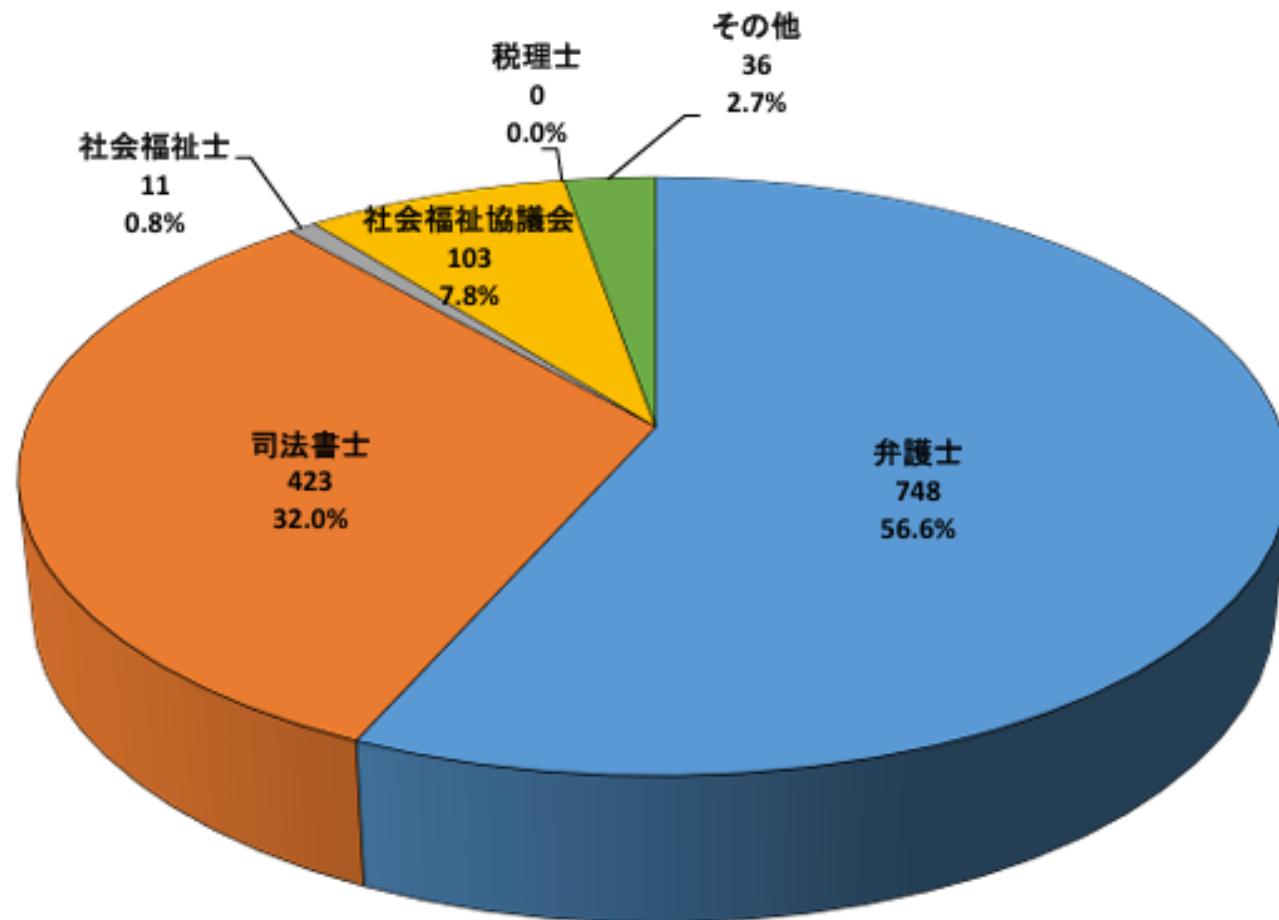
資料:最高裁判所事務総局家庭局  
成年後見関係事件の概況より抜粋

### ③ 親族以外の内訳



## 成年後見監督人等が選任された事件数

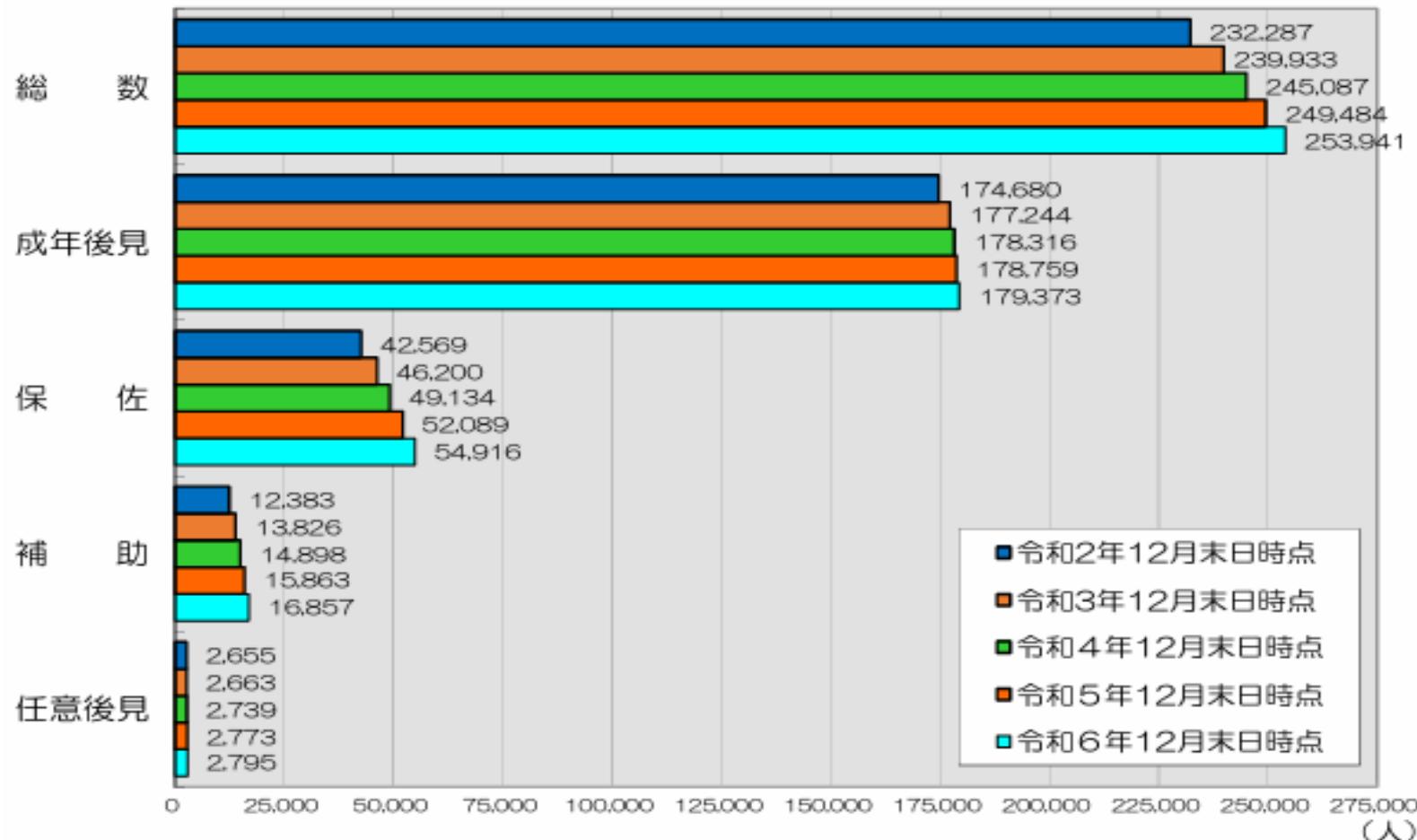
資料:最高裁判所事務総局家庭局  
成年後見関係事件の概況より抜粋



後見開始の件数 約39,000件(令和6年度)  
うち監督人が選任された件数 約1,300件 約 3.4%

# 成年後見制度の利用者数

資料:最高裁判所事務総局家庭局  
成年後見関係事件の概況より抜粋



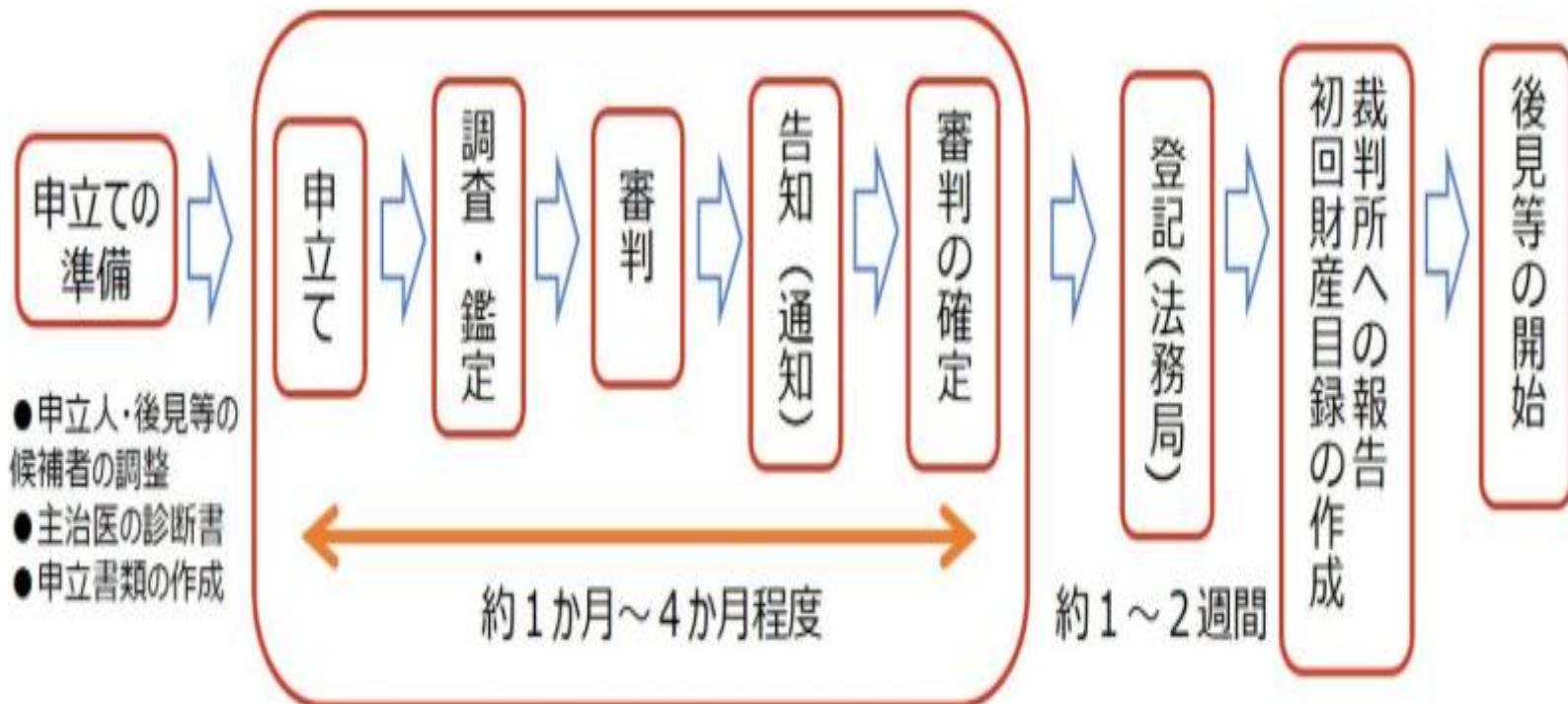
(注) 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

## ② 法定後見の種類

資料①参照

後見3類型	後見	保佐	補助
対象者	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者(民法7条)	精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者(民法11条)	精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者(民法15条1項)
具体的には	判断能力が欠けている 日常の買い物も1人では難しい 家族の名前がわからない	判断能力が著しく不十分な方 日常の買い物は1人でできるが、高額な買い物や重要な財産管理は難しい	判断能力が不十分な方 財産管理は1人でできるかもしれないが、不安がある
支援する人 (家庭裁判所で選任される)	成年後見人	保佐人	補助人
代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為
同意権 取消権	日常生活に関する行為以外のすべての法律行為について取消権がある 同意権はない	法律上定められた重要な行為及び家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為
申立できる人	本人・配偶者・4親等内の親族 検察官・市町村長など	左に同じ	左に同じ (ただし、本人の同意が必要)

### ③ 法定後見申立ての流れ

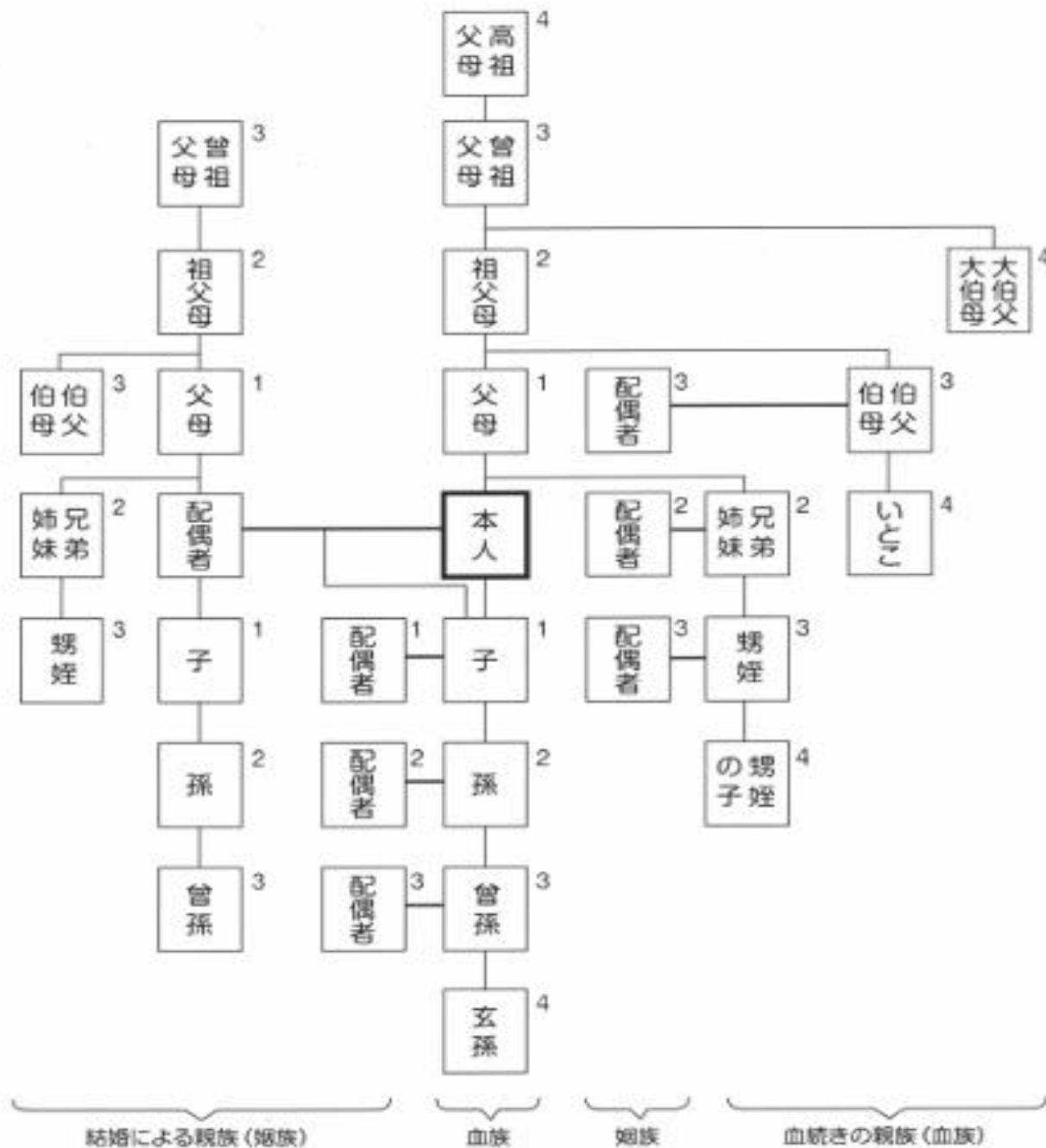


## 成年後見の申立てについて

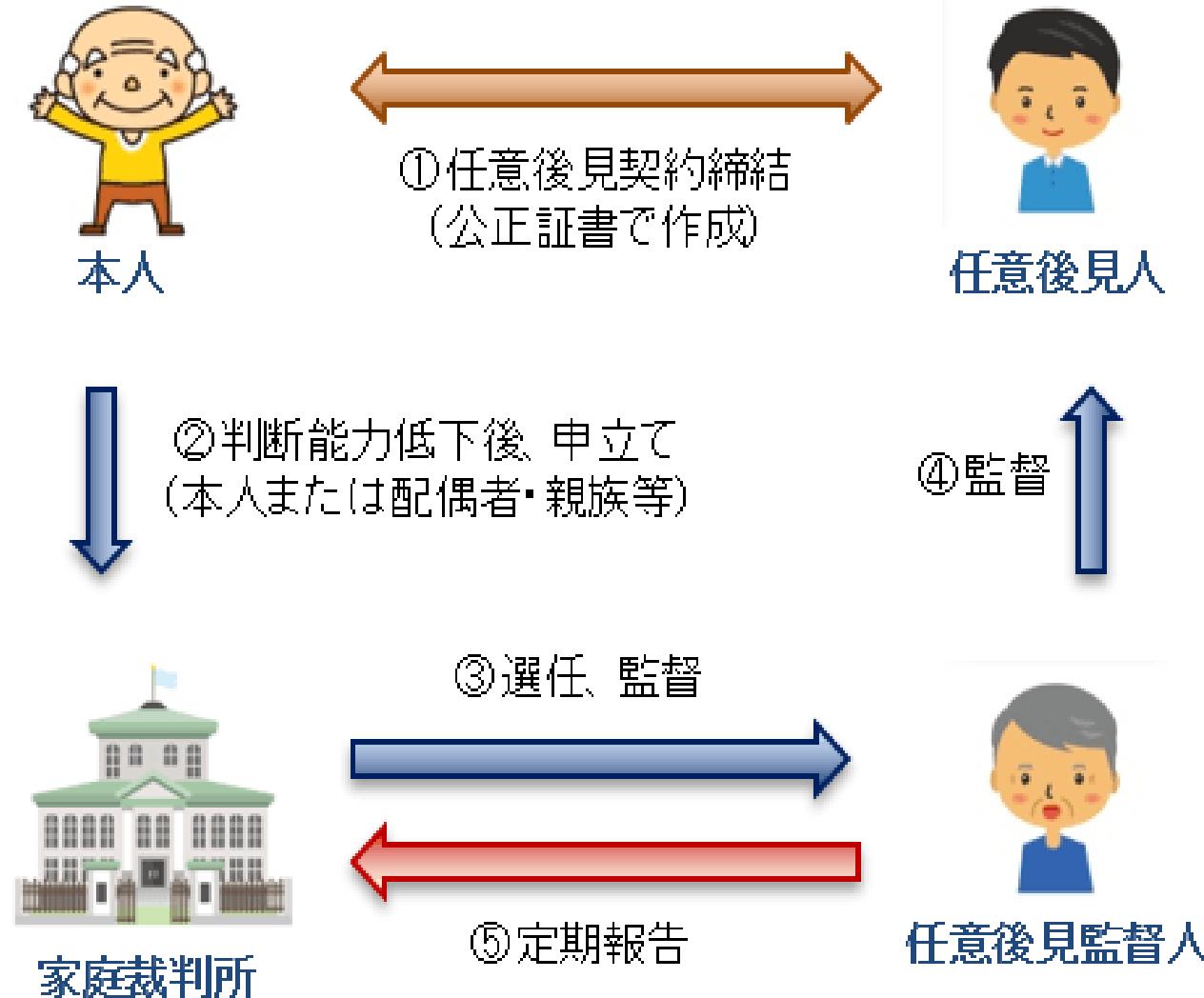
資料②参照

- ①本人の判断能力、日常生活の状態、経済的な状態をできる範囲把握し整理する。
- ②家庭裁判所で説明を受け、申立ての手引きと必要書類をもらう。
- ③家庭裁判所からもらった「診断書」を、医師に渡して書いてもらう。
- ④福祉関係者に本人の生活状況に関する「本人情報シート」をわたして作成してもらう。
- ⑤そのほかの書類を記入し、必要なものを集める
- ⑥本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる
- ⑦申立てができる人は、本人、配偶者、4等内の親族、市町村長・検察官など

## 四親等内の親族



## ④ 任意後見制度について



## 任意後見 利用までの流れ

- ①現在、判断能力がある人が、将来、能力が低下した時に、誰に支援してもらうのか、また、どのような支援をしてもらうのかを決める。
- ②本人と頼む人(任意後見受任者)が一緒に公証人役場に行き、任意後見契約書を公正証書で作成する。  
将来、判断能力が低下した時に、公正証書で定めた内容の支援を受ける。
- ③本人の判断能力が低下したら、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立をする。(申立人は、本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者)
- ④任意後見監督人が選任されたら、任意後見受任者が「任意後見人」となって支援を開始する。
- ⑤代理権・報酬・任意後見契約の終了・法定後見との関係について

## ⑤登記事項証明書について

資料③参照

**登記事項証明書**

**後見**

**証明書の見本**  
書中の欄は注記・説明です。実際の証明書にはありません。

**【1】登記事項証明書【後見】**  
(後見開始と併せて成年後見人及び成年後見監督人が一人ずつ選任された後、成年後見人が住所の変更をし、成年後見監督人が辞任した場合)

後見開始の裁判  
【裁判所】〇〇家庭裁判所  
【事件の表示】平成29年(家)第××××号  
【裁判の確定日】平成29年1月20日  
【登記年月日】平成29年1月26日  
【登記番号】第2017-××××号

成年被後見人  
【氏名】後見春子  
【生年月日】昭和20年12月29日  
【住所】東京都千代田区九段南1丁目1番15号  
【本籍】東京都千代田区九段南1丁目2番地

成年後見人  
【氏名】後見太郎  
【住所】東京都千代田区九段南1丁目1番10号  
【選任の裁判確定日】平成29年1月20日  
【登記年月日】平成29年1月26日  
【既前の記録】  
【住所変更日】平成29年4月3日  
【登記年月日】平成29年4月7日  
【変更前住所】東京都千代田区九段南1丁目1番4号

成年後見監督人であった者  
【氏名】成年三郎  
【住所】東京都千代田区九段南1丁目1番8号  
【選任の裁判確定日】平成29年1月20日  
【登記年月日】平成29年1月26日  
【辞任許可の裁判確定日】平成29年5月10日  
【登記年月日】平成29年5月12日

※ 成年被後見人がした法律行為は、取り消すことができます。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為(民法9条)や婚姻(民法738条)などの身分行為は取消しの対象となります。

※ 成年後見人は成年被後見人の財産を管理し、財産上の法律行為について成年被後見人を代表します(民法899条1項)。  
また、成年被後見人がした法律行為を取り消し、または過誤することができます(民法120条、122条)。

※ 成年後見人等が数人選任されている場合で、事務を分掌するときは共同して権限を行使するときは「権限行使の定め日録」が添付されます。

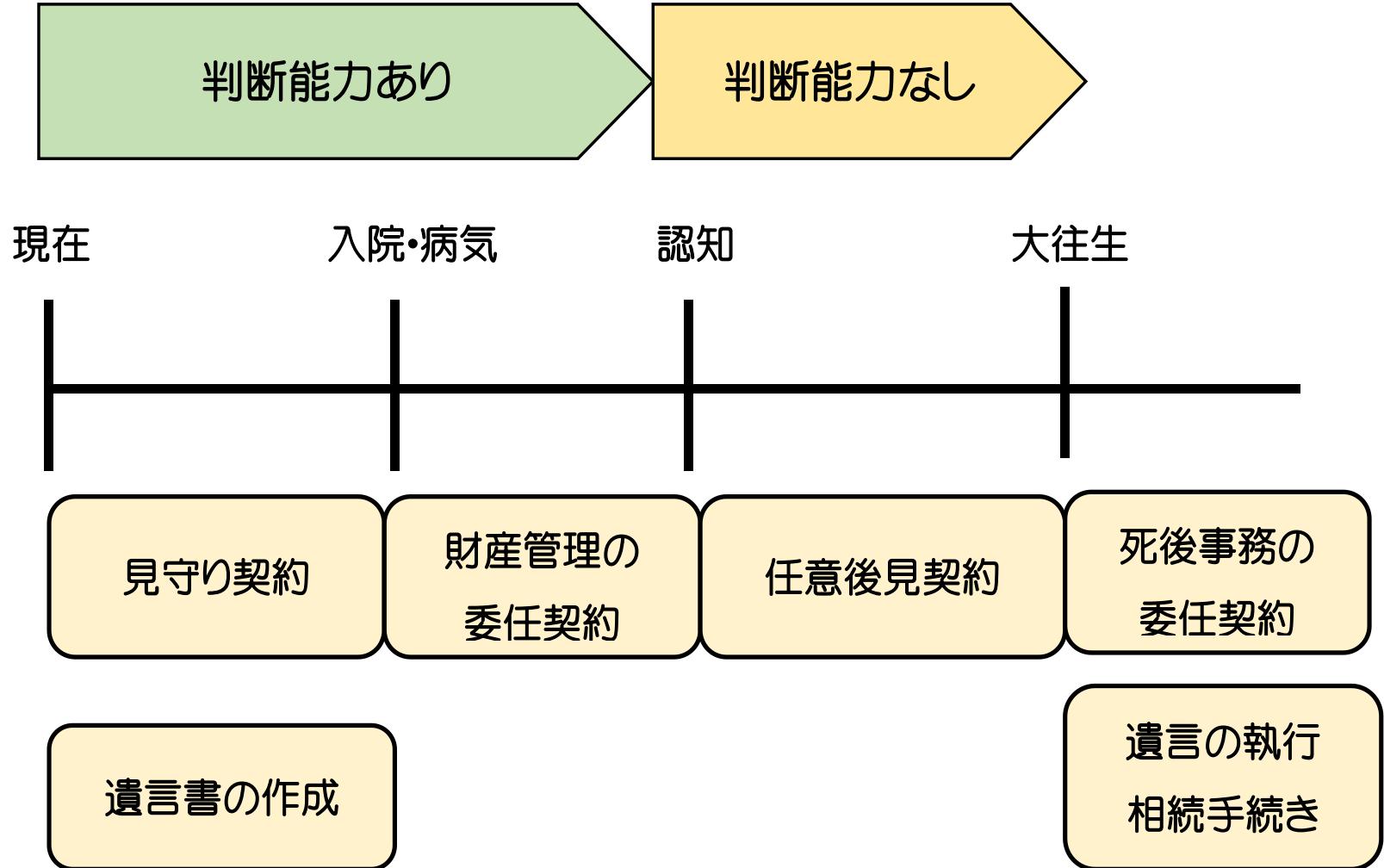
※ 補助の欄は注記・説明です。実際の証明書にはありません。

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成29年5月19日

東京法務局 登記官 法務太郎

## もしものときに備えておきたい契約



## ⑥見守り契約と財産管理の委任契約

### 見守り契約

①定期的な連絡、コミュニケーションを目的とする

②契約内容は自由に決められる

例えば、「週1回は電話で連絡」「月に一度は直接面会」など

③お互いの信頼関係を構築できるメリットがある

④一人暮らしや身寄りがない方が専門家と契約することが多い

### 財産管理の委任契約

①日常的な預貯金の管理・代理契約

②任意後見契約との違い

③契約のメリットとデメリット



## ⑦死後事務委任契約と遺言

### 死後事務委任契約

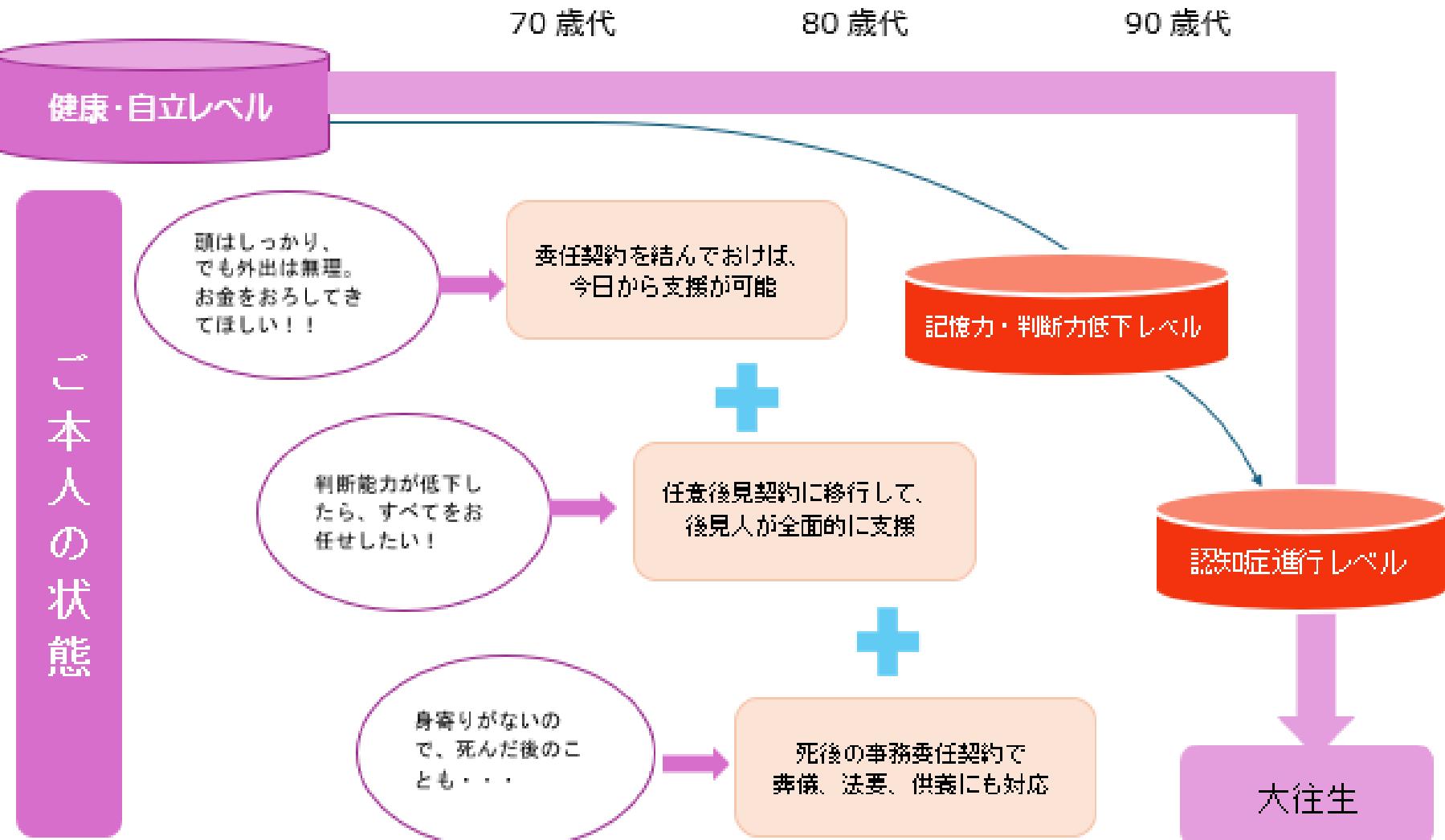
- ①本人が亡くなったあとのサポート契約
- ②主に一人暮らしの方や身寄りのない方が、  
葬儀・火葬・納骨等、死後の事務手続きについて  
あらかじめ契約しておくことが多い

### 遺言

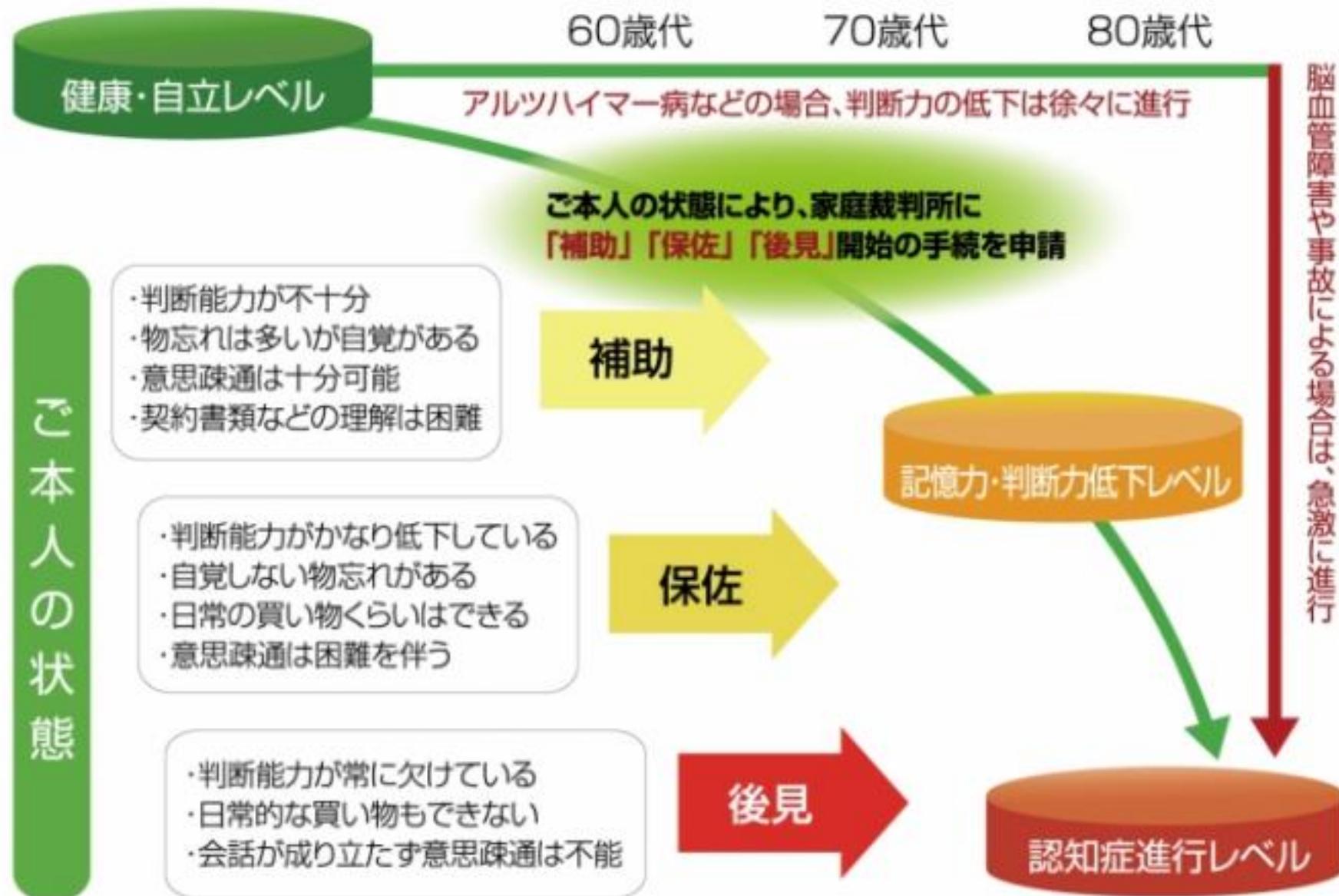
- ①自分の財産を誰に相続させたいか遺言することで実現可能
- ②遺言の種類について
- ③遺留分について



## 「委任契約・任意後見・死後事務委任契約の流れ」



# 「法定後見」三つの区分選択のめやす



# 相続人はだれですか？

法定相続人

配偶者

(常に相続人)

+

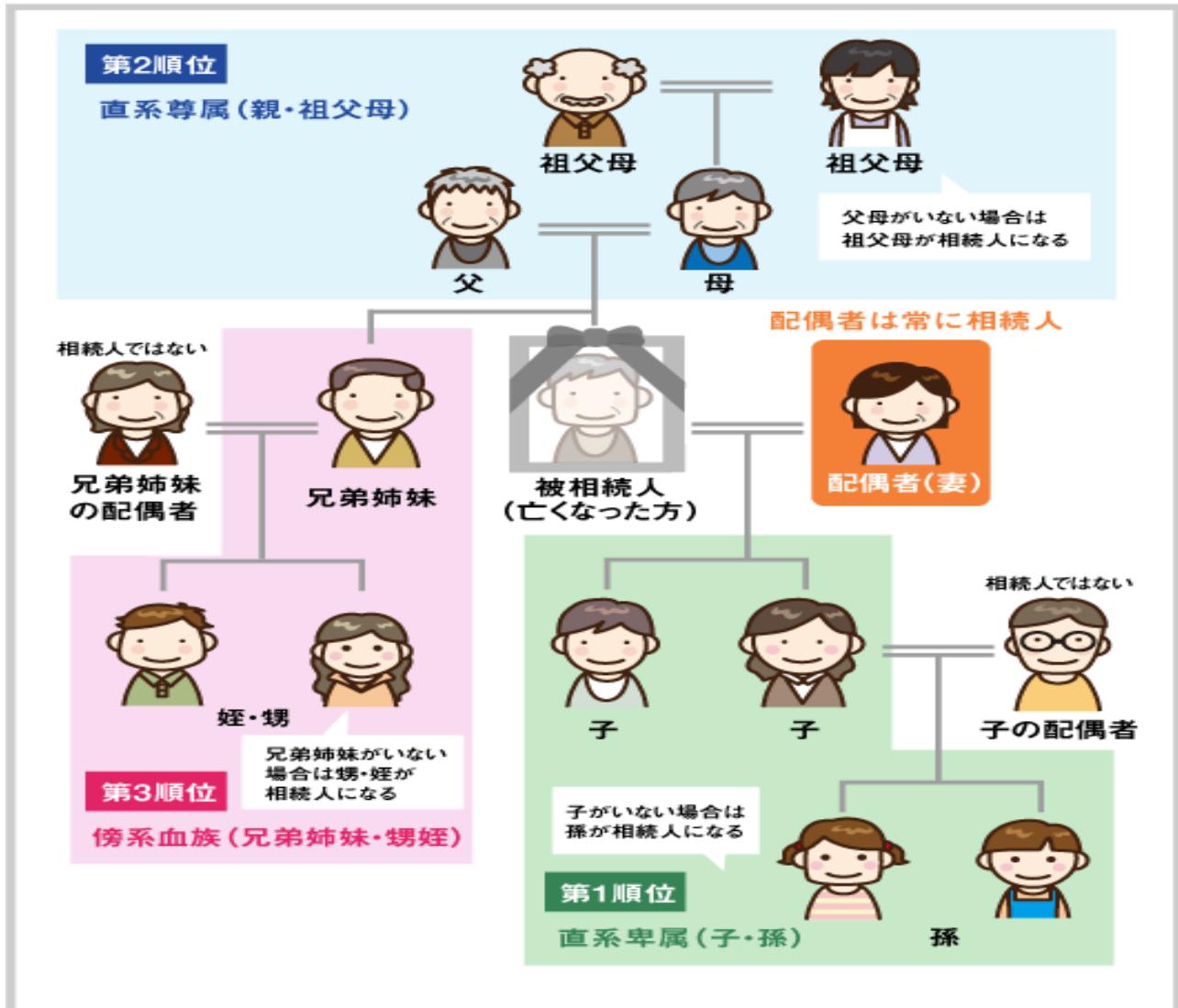
第1順位 子・孫

↓

第2順位 父・母

↓

第3順位 兄弟姉妹



## 遺言について

### 1 遺言の種類

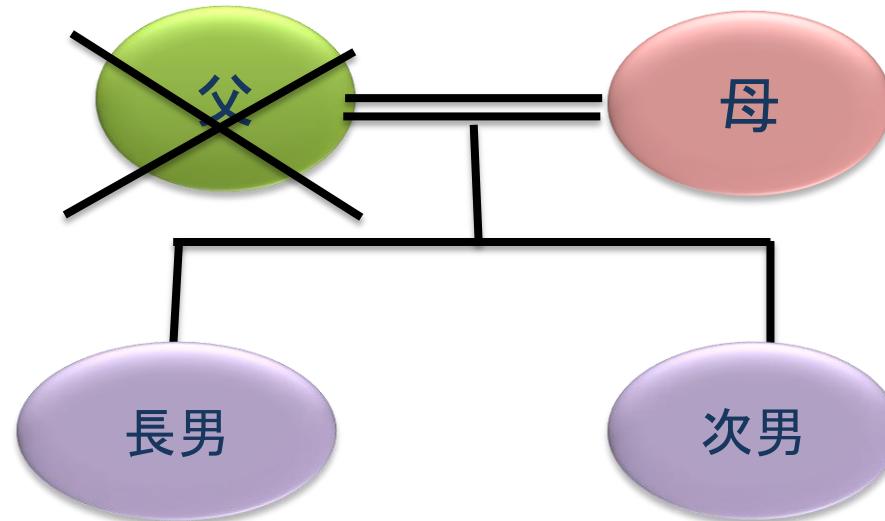
- ① 公正証書遺言
- ② 自筆証書遺言
- ③ 秘密証書遺言 ~ あまり使われていません

### 2 遺言のメリット

- ① 相続手続きの負担が軽くなる
- ② 相続争いを防ぐ一助となる

## 遺留分ってなんですか？

遺言書があるときに、最低限請求できる割合のことです  
(遺留分を請求できると知ってから1年以内、  
知らなくても相続時から10年で時効消滅します)

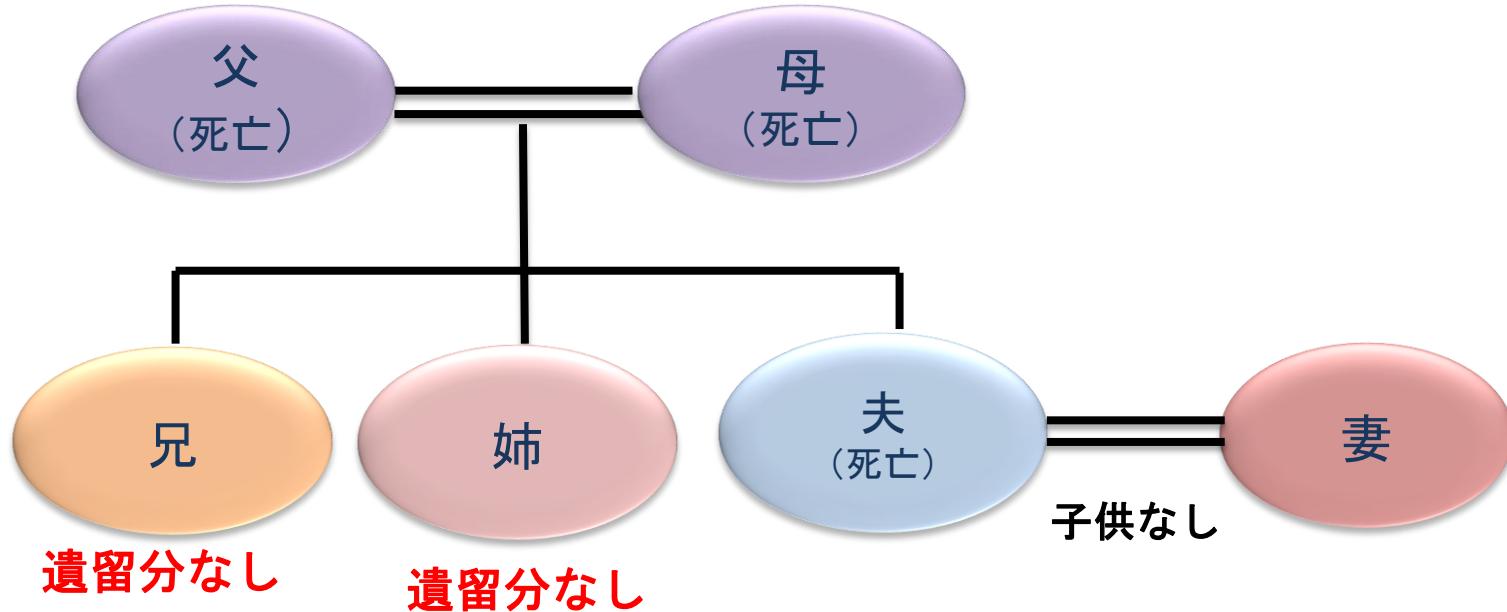


たとえば、相続人が母と子供2人の場合

お父さんが遺言で「お母さんに半分、長男に半分相続させる」  
遺言を残していても、次男には法定相続分（4分の1）の半分の  
権利があります。つまり、次男は、お父さんの財産の8分の1を  
遺留分として、長男に請求することができます。

## 遺留分について

夫が亡くなり、相続人が妻である配偶者と兄弟姉妹の場合、夫の兄弟姉妹には遺留分はありません



子どもがいないご夫婦は、お互いのために  
必ず遺言書を作成することを、おすすめします

## ⑧成年後見制度の見直しに向けた検討

主な検討テーマ	現状及び課題	検討	令和6年1月
法定後見制度における開始、終了等に関するルールの在り方	利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、 <b>判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。</b>	一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みを検討	
法定後見制度における取消権、代理権に関するルールの在り方	成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、 <b>本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。</b>	本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組みを検討	
法定後見制度における成年後見人等の交代に関するルールの在り方	本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、 <b>本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。</b>	本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けることができる仕組みを検討	
任意後見制度における適切な時機の監督人選任を確保する方策	本人の判断能力が低下した後も、 <b>適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされず、任意後見契約の効力が生じない。</b>	任意後見受任者に任意後見監督人選任の申立てを義務付ける仕組みや申立権者の範囲の見直しを検討	
その他のテーマ			
➤ 法定後見制度における類型の見直し			
➤ 成年後見人等の報酬の在り方			

## 主な検討事項

### 成年後見人等の解任（交代）等

- ▶ 本人のニーズに合った成年後見人等が選任されるために本人の意見を重視すべきことを明確にすべき。
- ▶ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- ▶ 成年後見人等の権限の行使によって本人の自己決定権が必要以上に制限される。

#### ○ 成年後見人等の選任

- ・ 本人の意見を重視すべきであることを明確にすることを引き続き検討

#### ○ 成年後見人等の解任（交代）

- 甲 案 現行法の解任事由（不正な行為、著しい不行跡など）を維持する案
- 乙 案 現行法の解任事由がない場合であっても、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭に、新たな解任事由を設ける案

#### ○ 成年後見人等の職務及び義務

- ・ 成年後見人等が本人の意思を尊重することの内容（例えば、本人に必要な情報を提供し、本人の意思を把握することなど）を明確にすることを引き続き検討

### 任意後見人の事務の監督開始の申立権者等

- ▶ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

#### ○ 任意後見人の事務の監督の開始

- ・ 本人が任意後見契約の際に公正証書において指定した者に申立権を認めるなど任意後見人の事務の監督を開始する申立権者の範囲について引き続き検討

### その他の検討事項

### 成年後見人等の報酬

家庭裁判所が本人の財産の中から相当な報酬を与えることができるとのルールを維持しつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって成年後見人等が行った事務の内容などが考慮要素であることを明確にする案を引き続き検討

# 行政書士って何をする人？

弁護士

訴訟

法律問題など

司法書士

登記

簡易訴訟など

土地家屋調査士  
測量・境界線の  
調査など

## 行政書士

- ・相続・遺言
- ・後見サポート
- ・契約書類
- ・許認可申請
- ・ビジネスや暮らしに関する書類作成など

税理士

税金や

税務相談など

社会保険労務士

年金手続き

労働相談など

弁理士

特許・意匠権

商標登録など

行政書士は、いつも身近な相談相手です



## 困ったときは どうすればいいですか？

- ・お一人暮らしで身寄りのない人がいる
- ・相談したいことがある
- ・手続きのやり方がわからない
- ・自分でするのは難しい などなど…

ご相談は無料ですので、  
困ったときは、気軽に相談してください。



NPO法人 ひろしま相続・後見サポートセンター所属

広島市安佐南区高取南2丁目27-8 (平和台団地)

行政書士 芳村香於里 電話 082-962-0222

携帯 080-4261-8828 ←こちらへどうぞ

